

太田市公共施設マネジメント推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が所有する公共施設の状態を把握し、中長期的視点をもって、更新、統合、廃止、長寿命化等（以下「マネジメント」という。）を行うことにより、公共施設の効率的な活用を図り、もって財政負担の軽減、持続可能なサービス水準の維持を図ることを目的として、太田市公共施設マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 公共施設に関する基本方針及び計画の策定に関する事項。
- (2) 公共施設のマネジメントの推進に関する事項。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の組織は、副部長会議構成員とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長には企画部長を、副委員長には企画部副部長（行革・人事担当）及び都市政策部副部長（土木建築担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(書面による審議)

第6条 委員長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面による審議に付し、これを決することができる。

- (1) 緊急の審議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難な場合
- (2) 委員長が軽微な事案と認める場合

(下部組織)

第7条 委員会に、下部組織として公共施設マネジメント推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

2 推進部会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を委員会に報告する。

(1) 公共施設の改修及び更新に関する事項

(2) 公共施設の統合、廃止及び再配置に関する事項

(3) 前号に掲げるもののほか、公共施設のマネジメントの推進に必要な事項

3 推進部会は、行革推進課長、財政課長、管財課長、建築住宅課長をもって構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部行革推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。